



自動車保険のお話 （自賠責保険・任意保険・人身傷害保険）

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒（函館弁護士会所属）



■自動車と切っても切り離せないのが保険です。自賠責保険や任意保険、人身傷害保険の関係について、順をおつてみていきたいと思います。

■自賠責保険は強制加入である点が特徴的です。自賠責保険に加入しなければ車検は通りませんし、未加入の車を運行させた場合には罰則があります。こうすることによって公道を走る自動車は遍く自賠責保険に加入している状況を作り出し、それによって交通事故の被害者救済を漏れなく実現しようとしているのです（車検切れの車など自賠責保険にすら加入していない車がいることも事実です）。しかしながら、自賠責保険の補償内容は限定的です。物損には適用がなく、人身損害についても傷害が120万円まで、死亡が3,000万円まで、後遺障害が4,000万円と限定されており、交通事故訴訟での認容額と比べると足りない事態も多々発生します。

■この自賠責保険の補償の隙間を埋めるのが任意保険です。ほとんどの任意保険が対人対物無制限の補償となっており、重大な後遺障害が残るケースや死亡事故でも損害を填補することができます。自賠責保険では隙間が生じるからこそ任意保険に加入することが望ましいと言われる所以でもあります。

■これまで見てきた自賠責保険と任意保険はどちらも自己の賠償責任を肩代わりする責任保険ですが、人身傷害保険は自分自身にかけるもので性質が全く異なります。事故の際には相手方から賠償が受けられるにもかかわらず自己に保険をかけることの利点は、無保険車との事故への備えと、自己の過失割合部分の損害の填補を受けることができるという側面があります。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（☎050-33383-33383）」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-33383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

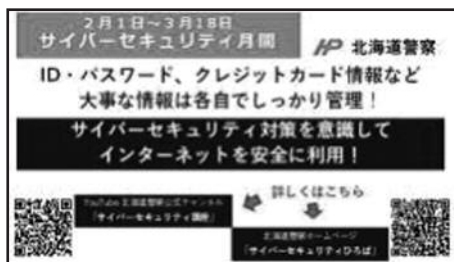
冬道における交通事故の防止！ ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

- スピードダウンと慎重な運転を
- 「急」のつく運転操作は危険
- 交差点の死角に注意



サイバーセキュリティに関する普及啓発強化

政府では、毎年2月1日から3月18日までの間を「サイバーセキュリティ月間」としており、北海道警察においても、同期間中、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動を集中的に推進しています。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110